### 愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務企画提案募集要領

### 1 目的

国内外の方々に愛知を知っていただき、愛知のイメージアップを図るため、愛知の魅力を総合的にアピールする愛知県広報誌及び広報動画を最新版に改訂し、広く発信する。

### 2 業務の内容

「愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務委託仕様書」のとおり

#### 3 委託金額の上限

5,826,700円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

# 5 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす法人その他の団体とする。

- (1)企画提案書提出期限の時点において、愛知県会計局が作成した「令和6・7年度 入札参加資格者名簿」の「(大分類)03.役務の提供等」のうち、「(中分類) 03.映画等製作・広告・催事」に登録されている者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)企画提案書の受付期間において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4)「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。

# 6 説明会

応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。なお、説明会の出席は応募 の必須条件ではないが、応募希望者は可能な限り出席すること。

(1)開催日時

2025年8月20日(水)午前10時30分から

(2)開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎 地下1階北 第6会議室

(3)参加申込方法

参加希望者は、2025年8月19日(火)午後3時までに広報広聴課広報・広聴グルー

プへ電子メール (koho@pref.aichi.lg.jp) により連絡すること。

※件名は「愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務委託公募 説明会参加申込」とし、本文中に、①貴社名・所属、②参加者氏名(1法人2名 までとする)、③連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載すること。

### (4)説明会開催後の質疑

説明会開催後の質問は、2025年8月21日(木)午後5時まで、電子メールでのみ受け付ける。

件名は「愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務に関する問合せ」とし、貴社名・所属、担当者名、連絡先(電話番号及びメールアドレス)を明記すること。

全ての質疑内容は、説明会に参加された方に電子メールで送信する。

### 7 応募方法

- (1)提出書類及び提出部数
  - ①企画提案参加申込書(様式1)・・・1部
  - ②業務実施体制 (様式2)・・・正本1部、副本9部
  - ③企画提案書(任意様式、原則A4判)・・・正本1部、副本9部 ※記載方法については、別添の「愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改 訂及び発信業務企画提案書記載事項」に基づき作成すること。
  - ④社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式3)・・・1部 ※必要な添付書類を添えて提出すること。
  - ⑤見積書(任意様式、A4判縦)・・・正本1部、副本9部
    - ※委託業務の見積金額合計、各項目の内訳を記載し、金額は取引に係る消費税及 び地方消費税を除いた額とする。社印及び代表者印の押印は不要。
  - ⑥法人等のパンフレット(会社の概要が分かる資料)・・・10部
- (2)提出期限

2025年9月10日(水)午後5時(必着)

(3)提出先及び問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県政策企画局広報広聴課 広報・広聴グループ (小久保、横井)

電 話:052-954-6169 FAX:052-961-4016

電子メール: koho@pref.aichi.lg.jp

#### (4)提出方法

持参又は郵送(持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、書留等配達が証明できる方法とすること)。

### (5)その他注意事項等

- ・企画提案は、1応募者につき1点とする。
- ・企画提案に要する経費は、応募者の負担とする。
- ・企画提案書の差し替え及び再提出は、原則として認めない。

- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。
- ・本契約は、電子契約(立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)又は紙の 契約による契約手続きを選択できる。電子契約を希望する場合は、電子契約利用 申込書(様式4)を提出すること。

### 8 企画提案の選定方法等について

### (1)選定方法

提出された企画提案について、県が設置する選定委員会において第1次選定(書面審査)と最終選定(プレゼンテーション審査)により選定する。ただし、企画提案の応募が3提案以下の場合は、第1次選定を実施しない。

審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申立ても一切認めない。

# (2)審査基準

選定は別に定める審査基準に基づき、提案者の能力(実効性、類似業務の実績等) 及び提案内容(的確性、具体性、企画提案力等)の各面から総合的に評価するほか、 社会的価値の実現に資する取組状況を評価する。

# (3)プレゼンテーション

2025年9月16日(火)に実施する。※時間及び場所は後日指定する。

- ・資料は企画提案書とする。プレゼンテーション当日の追加資料は認めない。
- ・出席者は、企画提案書記載の担当者を含む最大3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、1者約30分(説明20分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。(プレゼンテーション時間は変更される場合がある。)
- ・プロジェクター等の機器は使用しない。

#### (4)選定結果の通知

選定結果は、確定後速やかに全ての応募者に通知する。

### 9 スケジュール(予定)

2025年 8月18日(月) 公募開始

8月20日(水) 説明会

9月10日(水) 企画提案書提出期限

9月11日(木) 第1次審査(書類審査)※4者以上の場合

9月16日(火) 最終選定(プレゼンテーション審査・受託候補者決定)

9月中旬 契約